

令和 6 年 9 月 27 日
総 務 局

令和 5 年度決算に基づく都内区市町村等の健全化判断比率等の概要（速報）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 4 項及び同法第 22 条第 3 項の規定に基づき、都内区市町村等（62 区市町村及び公営企業会計を有する一部事務組合）の令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率等（健全化判断比率及び資金不足比率）の概要を公表します。

※ 健全化判断比率等についての定義及び基準については、別紙 1 をご覧ください。

1 健全化判断比率の概要

健全化判断比率が早期健全化基準に達した区市町村はありません。

※ 団体別の健全化判断比率について、特別区分は別紙 2 を、市町村分は別紙 3 をご覧ください。

(1) 実質赤字比率

全団体において、実質赤字額はありません。

(2) 連結実質赤字比率

全団体において、連結実質赤字額はありません。

(3) 実質公債費比率

早期健全化基準 25%以上の団体はありません。

なお、地方債の発行に許可を要する 18%以上の団体もありません。

(4) 将来負担比率

早期健全化基準 350%以上の団体はありません。

2 資金不足比率の概要

資金不足比率が経営健全化基準に達した公営企業会計はありません。

※ 団体別の資金不足比率については、別紙 4 をご覧ください。

※ 資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定します。対象となる会計数は 71 です。

3 総 括

都内区市町村においては、昨年度に引き続き、いずれの指標についても、早期健全化基準を下回る結果となりました。

しかしながら、国際状況が変化のスピードを早め、更なる不安定化も想定される中で、少子化対策、超高齢社会への対応、公共施設の老朽化対策、自然災害への備え、脱炭素化への対応など多岐にわたる財政需要の増大に伴い、今後、地方債の発行や基金の取崩しにより、指標が悪化することも懸念されます。

このため、各区市町村においては、これらの指標に基づき、一般会計等はもとより、地方公営企業、土地開発公社、第三セクター等の経営も含めた団体全体の財政状況を分析・把握し、引き続き、財政運営の一層の健全化に取り組んでいく必要があります。

※ なお、特別区は地方交付税が都区合算で算定されているなど財政制度に特殊性を有しているため、各指標は都区財政調整制度の数値等を用いて算出しています。

<問合せ先>

総務局行政部区政課

電話 03-5388-2426

総務局行政部市町村課

電話 03-5388-2432

【用語の定義】

○ 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

$$\text{実質公債費比率（3か年平均）} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○ 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【健全化判断比率等に係る早期健全化基準等（区市町村）】

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	財政規模に応じ 11.25%～15%	20%
連結実質赤字比率	財政規模に応じ 16.25%～20%	30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	350%	—
資金不足比率	（経営健全化基準）20%	—

令和5年度決算に基づく健全化判断比率一覧表（特別区分）

（単位：％）

団体名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度
千代田区	—	—	—	—	-1.1	-0.9	—	—
中央区	—	—	—	—	1.1	0.6	—	—
港区	—	—	—	—	-1.8	-2.0	—	—
新宿区	—	—	—	—	-2.4	-2.9	—	—
文京区	—	—	—	—	-3.6	-4.1	—	—
台東区	—	—	—	—	-2.1	-2.6	—	—
墨田区	—	—	—	—	-0.6	-1.0	—	—
江東区	—	—	—	—	-2.8	-3.3	—	—
品川区	—	—	—	—	-3.7	-4.2	—	—
目黒区	—	—	—	—	-3.8	-4.0	—	—
大田区	—	—	—	—	-2.1	-2.6	—	—
世田谷区	—	—	—	—	-2.4	-3.0	—	—
渋谷区	—	—	—	—	-3.4	-3.8	—	—
中野区	—	—	—	—	-3.5	-4.1	—	—
杉並区	—	—	—	—	-4.6	-5.0	—	—
豊島区	—	—	—	—	-1.4	-1.4	—	—
北区	—	—	—	—	-2.0	-2.5	—	—
荒川区	—	—	—	—	2.2	-0.4	—	—
板橋区	—	—	—	—	-3.4	-4.1	—	—
練馬区	—	—	—	—	-2.5	-2.5	—	—
足立区	—	—	—	—	-3.4	-3.8	—	—
葛飾区	—	—	—	—	-1.5	-1.1	—	—
江戸川区	—	—	—	—	-5.0	-5.6	—	—
特別区平均	—	—	—	—	-2.6	-3.1	—	—

【備考】 1 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担がない場合は、「—」と表記している。
2 平均値は加重平均である。

令和５年度決算に基づく健全化判断比率一覧表（市町村分）

（単位：％）

団体名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
	５年度	４年度	５年度	４年度	５年度	４年度	５年度	４年度
八王子市	－	－	－	－	0.0	-0.4	－	－
立川市	－	－	－	－	2.7	1.9	－	－
武蔵野市	－	－	－	－	-0.8	-1.0	－	－
三鷹市	－	－	－	－	0.8	1.0	－	－
青梅市	－	－	－	－	2.2	2.2	－	－
府中市	－	－	－	－	2.7	2.9	－	－
昭島市	－	－	－	－	0.2	0.3	－	－
調布市	－	－	－	－	1.5	1.1	1.8	3.9
町田市	－	－	－	－	0.6	1.0	－	－
小金井市	－	－	－	－	1.7	1.5	－	－
小平市	－	－	－	－	1.8	1.9	－	－
日野市	－	－	－	－	-1.4	-2.4	6.4	－
東村山市	－	－	－	－	2.2	2.6	－	－
国分寺市	－	－	－	－	1.2	0.2	15.3	7.8
国立市	－	－	－	－	2.5	1.7	－	－
福生市	－	－	－	－	-2.8	-2.8	－	－
狛江市	－	－	－	－	0.9	1.1	－	－
東大和市	－	－	－	－	-0.6	-0.8	－	－
清瀬市	－	－	－	－	4.0	4.0	27.0	36.3
東久留米市	－	－	－	－	0.1	-0.1	－	－
武蔵村山市	－	－	－	－	1.7	1.4	－	－
多摩市	－	－	－	－	2.9	3.0	－	－
稲城市	－	－	－	－	3.7	3.5	10.3	9.4
羽村市	－	－	－	－	0.4	0.3	－	－
あきる野市	－	－	－	－	4.4	4.9	14.1	22.1
西東京市	－	－	－	－	2.6	2.4	－	－
瑞穂町	－	－	－	－	0.9	0.8	－	－
日の出町	－	－	－	－	3.5	3.9	－	－
檜原村	－	－	－	－	-3.2	-1.0	－	－
奥多摩町	－	－	－	－	7.4	7.3	－	－
大島町	－	－	－	－	12.9	12.1	92.7	95.2
利島村	－	－	－	－	6.8	6.5	－	－
新島村	－	－	－	－	6.9	6.5	－	－
神津島村	－	－	－	－	2.2	2.5	－	－
三宅村	－	－	－	－	9.9	7.4	－	－
御蔵島村	－	－	－	－	5.1	5.8	－	－
八丈町	－	－	－	－	11.1	11.3	－	－
青ヶ島村	－	－	－	－	-0.2	-0.6	－	－
小笠原村	－	－	－	－	3.2	3.3	－	－
市町村平均	－	－	－	－	1.3	1.2	－	－
市平均	－	－	－	－	1.2	1.1	－	－
町村平均	－	－	－	－	5.3	5.3	－	－

【備考】 １ 実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担がない場合は、「－」と表記している。
 ２ 平均値は加重平均である。

令和５年度決算に基づく資金不足比率一覧表

(単位：％)

団体名	特別会計の名称	資金不足比率	
		５年度	４年度
八 王 子 市	下水道事業会計	—	—
立 川 市	下水道事業	—	—
武 蔵 野 市	水道事業	—	—
武 蔵 野 市	下水道事業	—	—
三 鷹 市	下水道事業会計	—	—
青 梅 市	病院事業会計	—	—
青 梅 市	モーターボート競走事業会計	—	—
青 梅 市	下水道事業会計	—	—
府 中 市	競走事業会計	—	—
府 中 市	下水道事業会計	—	—
昭 島 市	中神土地区画整理事業特別会計	—	—
昭 島 市	水道事業会計	—	—
昭 島 市	下水道事業会計	—	—
調 布 市	下水道事業会計	—	—
町 田 市	町田市病院事業会計	—	—
町 田 市	町田市下水道事業会計	—	—
小 金 井 市	下水道事業会計	—	—
小 平 市	小平市下水道事業会計	—	—
日 野 市	下水道事業会計	—	—
日 野 市	市立病院事業会計	—	—
東 村 山 市	下水道事業会計	—	—
国 分 寺 市	下水道事業会計	—	—
国 立 市	下水道事業会計	—	—
福 生 市	福生市下水道事業会計	—	—
狛 江 市	下水道事業会計	—	—
東 大 和 市	下水道事業会計	—	—
清 瀬 市	下水道事業会計	—	—
東 久 留 米 市	下水道事業会計	—	—
武 蔵 村 山 市	下水道事業会計	—	—
武 蔵 村 山 市	都市核地区土地区画整理事業特別会計	—	—
多 摩 市	下水道事業会計	—	—
稲 城 市	病院事業会計	—	—
稲 城 市	下水道事業会計	—	—
羽 村 市	羽村市水道事業会計	—	—
羽 村 市	羽村市下水道事業会計	—	—
あ き る 野 市	下水道事業会計	—	—
西 東 京 市	下水道事業会計	—	—
瑞 穂 町	瑞穂町下水道事業会計	—	—
日 の 出 町	下水道事業会計	—	—
檜 原 村	簡易水道事業会計	—	—
檜 原 村	下水道事業会計	—	—
奥 多 摩 町	病院事業会計	—	—
奥 多 摩 町	下水道事業特別会計	—	—
大 島 町	水道事業	—	—
大 島 町	公共浄化槽整備推進事業	—	—
利 島 村	簡易水道事業特別会計	—	—
利 島 村	合併処理浄化槽事業特別会計	—	—
新 島 村	簡易水道事業会計	—	—
新 島 村	下水道事業会計	—	—
神 津 島 村	農業集落排水特別会計	—	—
神 津 島 村	簡易水道特別会計	—	—
三 宅 村	旅客自動車運送事業会計	—	—
三 宅 村	簡易水道事業会計	—	—
御 蔵 島 村	簡易水道事業会計	—	—
御 蔵 島 村	観光施設事業会計	—	—
八 丈 町	水道事業会計	—	—
八 丈 町	一般旅客自動車運送事業会計	—	—
八 丈 町	病院事業会計	—	—
八 丈 町	浄化槽設置管理事業会計	—	—
青 ケ 島 村	簡易水道事業特別会計	—	—
青 ケ 島 村	合併処理浄化槽事業特別会計	—	—
小 笠 原 村	簡易水道事業特別会計	—	—
小 笠 原 村	浄化槽事業特別会計	—	—
特別区競馬組合	特別区競馬組合一般会計	—	—
阿伎留病院企業団	病院事業会計	—	—
昭和病院企業団	病院事業会計	—	—
福生病院企業団	福生病院企業団病院事業会計	—	—
青梅、羽村地区工業用水道企業団	青梅、羽村地区工業用水道企業団工業用水道事業会計	—	—
東京都六市競艇事業組合	モーターボート競走事業会計	—	—
東京都四市競艇事業組合	モーターボート競走事業会計	—	—
東京都三市収益事業組合	モーターボート競走事業会計	—	—

【備 考】 資金不足額がない場合は、「—」と表記している。